

東京都板橋区教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、板橋区教育委員会（以下「委員会」という。）の後援、協賛及び推せん（以下「後援等」という。）をする事業にかかる委員会名義の使用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める。

- (1) 後援 教育委員会が主催者の行う事業を教育施策推進に有益と認め、援助するもの。
- (2) 協賛 教育委員会が主催者の行う事業に賛同の意を表するもの。
- (3) 推せん 教育委員会が主催者の行う映画、図書等の作品に賛同の意を表するもの。

(決裁区分)

第3条 決裁区分は、関係課長の合議を経て教育長決裁とする。ただし、恒例的な事業については、地域教育力担当部長決裁とする。

(審査基準)

第4条 委員会が名義使用を承認する主催者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 官公庁
- (2) 学校及び学校の連合体
- (3) 地方公共団体
- (4) 公共組合及び営造物法人
- (5) 公益法人及びこれに準ずる団体
- (6) 法人又は団体等で次項に掲げる要件を満たすもの。

2 委員会が名義使用を承認する当該事業は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 事業内容が明らかに教育、学術及び文化の向上普及に寄与するもので、公益性のあるものであること。
- (2) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とする活動でないこと。
- (3) 事業の参加対象は、原則として広く一般区民とし、閉鎖的でないもの。
- (4) 事業の会場は、原則として区内または隣接区、市であること。
- (5) 映画及び図書の推せんについては、関係者等の意見を徴したものであること。
- (6) 本教育委員会の教育行政の運営に関する一般方針に反しないものであること。

3 その他の審査基準について

- (1) 主催者の責任の所在が明確であること。
- (2) 主催者の事業遂行能力が十分であると判断されるものであること。
- (3) 役員その他の事業関係者が信用し得る者であること。
- (4) 講習会等にあつては、その講師が事業目的に真に適当な人であること。
- (5) 開催、開設の場所は、公衆衛生、災害防止について十分な設備及び措置が講ぜられていること。
- (6) 過去における委員会名義の使用において、第4条審査基準及び第7条遵守事項に違反していないこと。

4 入場料、参加費等の徴収について

- (1) 小、中学生を対象とした場合は、原則として無料とする。
- (2) 高校生、一般人（成人）を対象とした場合は、事業内容、割引等を勘案し、実費程度を限度とすること。

（申請手続）

第5条 申請は、後援名義等使用承認申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）によるものとし、原則として実施時期の60日前までに提出しなければならない。

2 申請書には次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

- (1) 主催者の存在、基盤を明らかにする書類。団体の場合は団体の規約、会則その他これに類するもの。
- (2) 役員その他事業関係者の住所あるいは身分等を明らかにする書類
- (3) 事業の目的とその計画を明らかにする書類及び収支予算書（別記第5号様式）
- (4) チラシ等を配布する場合は、その原稿

（使用承認及び不承認）

第6条 第5条の申請があったときは、その内容が第4条の審査基準に適合するか否かを審査のうえ、承認の可否を決定し、使用承認（不承認）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（遵守事項）

第7条 使用承認を受けたものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された名義の使用期間は承認書（別記第2号様式）による通知があった日から当該事業の終了までの期間のみ使用できるものであること。
- (2) 名義使用承認後、事業計画に変更があった場合は事業内容変更届出書（別記第4号様式）によって直ちに届けでること。
- (3) 事業終了後は、その結果について1ヶ月以内に事業終了報告書（別記第3号様式）及び収支報告書（別記第6号様式）を提出しなければならない。
- (4) 学校内でチラシ等を配付しようとするときは、事前に学校長の承認を得その指示を受けること。

（承認の取消等）

第8条 名義の使用承認を受けたものが、第4条及び第7条に違反した場合には、直ちに使用承認を取消することができる。

2 無断で名義を使用していることを知った場合、教育長は直ちに主催者に警告を行うものとする。

付 則

この要綱は、昭和51年4月1日より適用する。

この要綱は、昭和59年10月1日から施行する。

この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。